

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を次のように定める。

平成二十年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三
農林水産大臣 若林 正俊

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（案）

一 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義及び目標に関する事項

1 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義

観光立国の実現は、国民経済のあらゆる領域にわたって発展に寄与するものであり、国民生活の向上や国際相互理解にも資するものである。

このため、平成十九年一月には観光立国推進基本法が施行され、同年六月には同法に基づく観光立国推進基本計画が閣議決定されたが、その後同計画に基づき、国土交通省を中心に政府一丸となって観光立国の実現に向けて努力しているところである。

このような取り組みの結果、近年、訪日外国人観光旅客が着実に増加しており、その受け皿たる観光地の整備が急務の課題となっている。特に滞在型の観光に対応できる、満足度の高い魅力ある観光地の整備を行うことで、増加する訪日外国人の拡大、及びリピーターの増加による定着が期待される。

また、国内観光においては、日帰り旅行が拡大する一方、宿泊旅行が縮小している傾向が顕著であるが、宿泊を含む滞在型観光の振興は、交流人口の拡大による都市と地域との相互理解の増進のみならず、地域経済の活性化のためにも不可欠である。

このため、観光地を相互に戦略的に連携させた観光圏の形成を図ることで、内外観光客を対象とする二泊三日以上の滞在に対応可能なエリアを国内に形成し、海外の観光地と比較しても十分な魅力を有する国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ることで、地域の幅広い産業の活性化や、交流人口の拡大による地域の発展が促進され、もって、「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりが図られることが期待される。

また、農山漁村は、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝えてきており、国民の価値観が多様化する中で、農山漁村に対する都市住民の関心が高まっている。このような中で、農山漁村における地域間交流を促進することは、農山漁村に新たな活力をもたらすのみならず、国民全体が農山漁村の魅力を享受することにつながるものであり、農山漁村の活性化を図る上で大きな意義を持つとともに、滞在型観光の振興にもつながり、観光圏の形成を通じた地域経済の活性化を図るためにも重要な要素である。

2 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の目標

今般の滞在型観光の受け皿たる観光圏の形成促進に関する施策は、訪日外国人旅行者数を平成二十二年までに一千万人にする事、日本人の国内観光旅行による一人あたり宿泊数を平成二十二年度までに年間四泊にする事、及び国内における観光旅行消費額を平成二十二年度までに三十兆円にする事、という観光立国推進基本計画の基本的な目標の達成に寄与することが最終的な目標である。

このため、観光圏の形成を図ろうとする地域において、観光地間の連携、地域の幅広い産業

間の連携、国や地方自治体と民間主体との連携という三つの連携を促進することで、観光圏整備事業の着実な実施を図り、観光旅客の来訪及び滞在の促進という具体的な目に見える成果を挙げることによって、地域経済の活性化を図ることが、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号。以下「法」という。）に基づく今般の施策の目標である。

二 観光圏整備計画の作成に関する基本的な事項

1 観光圏整備計画の記載事項に関する留意事項

(1) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

観光圏整備計画を作成しようとする地域における観光旅客の来訪及び滞在の現状及び課題を踏まえ、観光圏としての基本的な取組及び課題解決の方向性、地域としてのブランド戦略等の基本方針を明確にすることが期待される。

(2) 観光圏の区域

観光圏の区域を定めるに際しては、既存の行政区域に関わらず、自然・歴史・文化等における観光地間の密接な関係を踏まえつつ、新たな旅行需要の創出につながる体験型・交流型観光も含め、観光旅客の具体的な動線やニーズ等を勘案して、当該観光圏の区域が中長期的に安定的かつ継続的なものかどうか、また、観光旅客による二泊三日以上の滞在に対応可能かどうかという観点から、地域において自主的に設定するものとする。

(3) 滞在促進地区の区域

観光圏内において、特に宿泊地としての魅力向上に重点的に取り組み、観光旅客の滞在を促進する地域の地理的範囲を具体的に定めるものとする。観光圏の滞在の拠点として、観光旅客の滞在の促進を図る地域であることから、国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテルその他の宿泊施設が複数集積していることが必要である。この場合において、一つの観光圏内に複数の滞在促進地区が所在することに問題はない。

(4) 観光圏整備計画の目標

観光圏としての核となる個性と強みを分析し、その強化を図る観点から、観光圏としてのブランドの確立に向けた方向性を定めることが期待される。

その上で、具体的には、例えば、圏域を訪れる宿泊観光客の平均宿泊数やリピーター率の増加等、観光圏の実情に応じた明確な数値目標を立ててその実現を図ること、及び地域住民等を中心とする持続可能な観光まちづくり主体の育成等により継続的・自律的な活動体制を確立すること等、を計画期間中の目標とすることが期待される。

(5) 観光圏整備事業及びその実施主体

観光圏整備事業については、民間主体による創意工夫ある取組を尊重しつつ、四の記載事項を参照しながら、地域において自主的、自律的に検討及び実施されることが期待される。官・民の役割分担を明確にしつつ、協議会の協議等を経て、個々の観光圏整備事業の効果に関して検討した上で、観光圏整備事業の概要、実施主体、実施期間を簡潔に列挙することが期待される。

事業の実施主体については、地域における創意工夫に富む効果的な取組の実施の観点から、運輸、宿泊、飲食、物販、娯楽・レジャー、旅行業等の代表的な観光関連産業の

みならず、農林漁業や商工業等も含めた、地域の幅広い業種間での連携や協力が期待され、また、計画期間終了後の自立をにらんで、地域の幅広い関係者が共同で出資する民間組織等自立的な会社形態の組織の参加も期待される。

(6) 計画期間

計画期間は、五年程度を原則とし、期間中における計画見直しの手順等を明示することとする。

2 その他留意事項

法第四条第三項の規定に基づき、観光圏整備計画は、国土形成計画及び国土利用計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画等との調和が保たれ、かつ、地方自治法第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。

観光圏整備計画の作成にあたっては、社会資本整備に係る計画や環境保全に係る計画等、既存の計画の把握に努めるとともに、関連する計画との調和を保つ必要がある。

このため、観光圏整備計画に他の法律の規定による地域振興に関する計画等に位置づけられた土地や自然環境保全上重要な地域等で行われる事業が含まれる場合には、関係する行政機関等関係者との連絡調整を十分に行い、各種振興計画等や環境保全との調和を保つとともに、農地転用規制等他の法令の規定による規制等に十分留意することが重要である。

なお、観光圏整備計画に法第九条に規定される農山漁村交流促進事業を定める場合においては、農山漁村活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の関係規定及び同法第四条第一項の規定に基づき定められている定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成十九年八月二日農林水産大臣公表）を踏まえたものでなければならない。

三 滞在促進地区に関する基本的な事項

滞在促進地区においては、現在の宿泊旅客の評価とニーズを踏まえて、宿泊エリアとして、地域と一体となった、例えば、もてなしの質的向上や、泊食分離、地産地消等の創意工夫ある取組の実施、共通入湯券の導入等による周遊の楽しみの確立、観光圏内の情報拠点としての利便性向上、観光資源へのアクセス拠点としての利便性向上等の取組を重点的に実施することが期待される。

このため、滞在促進地区においては、二1（3）に定めるとおり、具体的な区域を定めるとともに、観光圏整備実施計画において、当該地区のソフト・ハードそれぞれの観点から必要となる事業を具体的に示すとともに、当該事業を実施する民間団体や宿泊事業者等を明確にし、列挙する必要がある。

四 観光圏整備事業に関する基本的な事項

1 事業内容

観光圏としてのブランドの確立及び滞在型観光への転換を図るため、観光圏整備事業については、以下の観点を踏まえつつ、地域において自主的、自律的に検討されることが期待される。なお、以下に列挙する取組の全てをそのまま行うのではなく、地域の創意と柔軟な発想に基づき、実情に応じて取り組まれることが期待される。

(1) 宿泊の魅力の向上

宿泊業者等においては、滞在促進地区において三に掲げる事業を重点的に実施することや観光圏内限定旅行業者代理業による地域密着型旅行商品の販売を通じたオプションサービスの多様化等を行うことが期待されるが、滞在促進地区以外であっても、必要に応じて宿泊サービスの向上のために行う創意工夫ある事業に取り組むこと。

また、滞在促進地区内では、宿泊施設等の整備について、例えば、地域文化の展示又は体験・交流の場の整備や外観の統一感を創出するための外壁整備、個人・グループ客へ対応した客室整備や地産食材の共同加工や泊食分離を行うための食堂・厨房の整備等、集客力向上を図るための創意工夫ある取組を行うこと。

(2) 観光コンテンツの充実

滞在型観光に応える観光コンテンツの充実に関しては、単に見る観光から、農作業体験等の体験・交流・学習メニューを中心とする、参加型の観光メニューの充実が重要である。また、地産地消メニューの開発による地域ならではの食の楽しみを提供することも重要である。このような観点から、地域を代表する農林漁業等の産業や伝統・文化・景観等の個性ある資源を活用し、幅広い関係者の連携により、観光メニューの充実を図ること。

また、地域における滞在の強化の観点からは、例えば、建築物のライトアップ事業等による魅力ある夜間の楽しみ方の提案や、早朝にしか体験し得ないプログラムの提案等、創意工夫ある取組を行うこと。

このような、産業、伝統、文化、景観、自然環境等の地域の個性ある資源については、その保全と活用とが調和しなければ、持続可能な観光地や観光圏の形成とならないことから、観光地における環境保全への配慮等、その保全方法と活用方法との調和についても、十分留意することが重要である。

また、各地域に存在する観光資源の魅力を上昇させるためには、各資源に関する案内や紹介を行うシステムを構築することが重要であり、そのための人材であるガイドの育成に努めるとともに、地域のホスピタリティ向上のため、ガイドも含めた幅広い業種の観光事業従事者の接遇の向上等に関する取組を推進すること。

さらに、観光圏における観光メニューの充実の観点から、法第九条に規定される農山漁村交流促進事業についても観光圏整備事業として検討すること。この際には、特別な名所旧跡がなくても、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源がその活性化に向けた大きな力となることを改めて認識した上で、少子高齢化等の地域社会の動向、地域における農林漁業の現状、歴史・風土・景観等の地域特性に応じ、有形無形の地域資源を活用しつつ創意工夫を発揮して地域間交流の促進による地域の活性化を図ること。

(3) 移動の利便性向上

観光圏へのアクセス及び観光圏内における移動については、鉄道、バス、タクシー、航空、旅客船等の公共交通に加え、レンタカー、自転車、徒歩、自家用車等様々な移動手段が想定される。このため、交通事業者等の関係者においては、個々の選択肢につき、現状における課題、観光旅客の動向やニーズを踏まえ、優先度の高い移動手段について利便性の改善を図ること。

特に、観光圏内における移動については、移動自体が快適かつ楽しいものとなるよう、

例えば、移動ルート周辺の景観改善等、創意工夫ある取組を行うこと。

(4) 観光案内及び観光情報の提供

滞在促進地区及び観光圏内においては、行政区域にとらわれない、総合的な情報提供が重要である。このため、認定観光圏案内所では、圏内の他の観光案内との相互連携を図りつつ、圏域内の幅広い情報提供が可能となる体制整備が必要である。

観光案内の姿勢についても、受け身ではなく、観光旅客の旅行目的やニーズを踏まえた、提案型の案内が期待され、その実現のためには、公的主体による観光案内から、例えば、第三種旅行業等の登録を受けた民間組織等によるメリハリのある積極的な情報提供への移行を図ること。

観光案内所における情報提供の内容も、例えば、観光圏内における宿泊商品、観光商品、観光資源、交通アクセス等、様々な情報を総合的かつ効果的に案内できるとともに、予約や決済等のサービスに対応できること、観光旅客の苦情処理に迅速かつ的確に対応できるなど、積極的な対応を図ること。

観光旅客のニーズの分析、当該分析に基づく観光商品の内容の集中と選択、宣伝やPRの内容、手段、タイミング、チャンネルについての戦略的な検討及び実施等、マーケティング力も強化すること。

また、観光案内所だけではなく、観光圏内の交通や観光情報の提供について、インターネットや携帯端末の活用等についても、観光旅客のニーズを踏まえつつ充実を図ることや、幅広い関係者間での相互連携を強化すること。

高齢者や障害者、外国人等、誰もが観光を楽しめることも重要である。このため、例えば、案内標識については、平成十七年六月に国土交通省が作成した観光活性化標識ガイドライン等を踏まえ、地域の実情に応じ、様々な観光旅客の快適な移動を支える観点から、外国語表示を含む標識の整備の充実を図ること。

2 協議会

六を参照のこと。

3 観光圏整備実施計画の認定基準

観光圏整備実施計画が国土交通大臣に対して申請された場合の認定基準は以下の通りとする。

(1) 法第八条第三項第一号に関する基準

- 宿泊観光客数の増加等、観光圏としての明確かつ検証可能な目標が設定されていること
- 個々の事業について、その方向性が観光圏整備計画と整合していること

(2) 同項第二号に関する基準

- 個々の事業について、実施主体の体制や関係者との調整状況等を踏まえ、実現可能性が高いと認められること

(3) 同項第三号に関する基準

- 滞在促進地区において、観光旅客のニーズ等を踏まえ、滞在の促進につながるような創意工夫ある効果的な取組があると認められること

(4) 同項第四号及び第五号については、当該条文の基準を満たしていること

五 関連する観光の振興に関する施策との連携に関する基本的な事項

1 地域における留意点

そもそも観光は、地域における多様な産業に関連する複合産業であり、政府における多様な施策とも関連が深い。このため、観光圏の形成にあたり、関係地方自治体においては、観光圏整備事業だけではなく、広く地域再生や地域活性化を目的とする政府の関連政策や、文化財の保護、環境保全、良好な景観の形成、歴史的風致の維持及び向上、公共交通活性化等の施策並びに道路、河川、海岸、港湾、空港、都市公園及び下水道等の社会資本整備事業との整合性や連携を図り、地域として総合的な観点から取り組むことが期待される。

特に、観光圏整備事業に関連する社会資本整備については、関係地方自治体において、次に掲げる事項に配慮しつつ行われることが期待される。このため、観光圏整備計画を作成する市町村又は都道府県は、関連する社会資本整備事業の事業主体又は管理主体と協議を行うことが期待される。

- (1) 観光旅客の観光圏内における周遊及び観光圏への移動を、安全、快適かつ魅力あるものとするため、まちづくり、河川、道路、港湾等における植樹等の良好な景観の形成や電線類地中化事業について、観光圏整備計画等との整合性及び認定観光圏整備事業との連携に配慮すること
- (2) 観光旅客による観光圏内における周遊及び観光圏への移動を、快適なものとするため、道路、鉄道、航空及び港湾等の乗り継ぎ改善等の利便性の向上を図る事業について、観光圏整備計画等との整合性及び認定観光圏整備事業との連携に配慮すること
- (3) 河川、海岸、道路、港湾、空港及び都市公園等の公物・公共施設自体が観光資源として重要な場合には、その保全、魅力の向上及び資源としての活用強化に配慮すること
- (4) 認定観光圏整備事業として行う、公共施設を活用したイベントの実施その他の観光振興に資する事業については、河川、海岸、道路、港湾、空港及び都市公園等の占用許可その他の空間利用に必要な法手続の円滑化に配慮すること
- (5) 観光旅客の観光圏における情報拠点として重要性の高い、道路、鉄道、港湾及び空港等の交通結節点における観光・交通情報の提供や観光案内について、認定観光圏整備事業として行う情報提供の充実及び認定観光圏案内所の整備等の観光案内の強化との連携に配慮するとともに、交通結節点等における案内所機能の強化、案内標識の整備、外国語表示の充実に配慮すること

また、観光圏整備計画を作成する市町村がエコツーリズム推進法（平成十九年法律第五号）に基づきエコツーリズムの推進を図る場合又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）に基づき地域における歴史的風致を活かしたまちづくりの推進を図る場合は、エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム推進全体構想又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画と観光圏整備計

画との調和を図るなど、観光圏整備事業と十分に連携させて取り組むことが期待される。

さらに、文化財が観光資源として重要な場合については、文化財の保存に十分配慮しつつ、適切な活用を図る観点から、観光圏整備計画の作成にあたって、市町村の長又は都道府県の知事は、当該地方自治体の教育委員会に対し、文化財の活用に関して意見を聴くことが期待される。

2 国における施策の連携及び支援の方針

(1) 基本的な考え方

観光圏の整備にあたっては、国土交通省のみならず、農林水産省等の関係省庁とも連携することで、国による総合的な支援を図ることが重要である。このため、国土交通大臣による認定を受けた観光圏整備実施計画に基づく地域の取組に対しては、国土交通省における観光圏整備事業補助（仮称）等による支援を行うとともに、個々の地域の計画内容に応じて、関係省庁とも連携して支援を図るよう努めるものとする。

国土交通大臣は、法第十九条に規定される社会資本整備事業等への配慮を行うにあたり、五に規定されている地域における取組を踏まえて、「観光地域づくり実践プラン」等の枠組みを通じて、認定観光圏整備事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう十分に配慮する。

また、上記以外にも、国として(2)のとおり配慮するが、地域においてこれら関連政策との連携を総合的に検討することが容易となるよう、国土交通省観光部門（平成二十年十月一日からは観光庁。以下同じ。）においては、観光圏整備計画及び観光圏整備実施計画について関係省庁への周知を図るとともに、観光に関する地域からの相談を一元的に受け付けて関係省庁との調整を行うなど、国における緊密かつ総合的・一体的な連携体制の確立に最大限努めるものとする。

(2) その他の連携及び支援

(1)に記載する施策に加え、国において下記の通り連携及び支援を図ることとしている。

1) 滞在促進地区及び観光圏の魅力の向上

滞在促進地区及び観光圏における観光旅客が回遊・周遊する空間の魅力向上や、地域の観光資源の価値の向上等を図るため、

- 法第五条第一項に基づき組織された協議会の構成員たる公益法人による登録文化財等の取得については、不動産取得税の課税標準を二分の一とする。（総務省）
- 地域の文化財の保存・活用に関し、観光圏整備計画及び観光圏整備実施計画の作成並びに観光圏整備事業の実施にあたって、関係地方自治体の教育委員会を通じて求めがあれば、技術的な指導・助言を行う。（文化庁）
- 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグリーン・ツーリズムの普及・定着に係る事業に対して、人材の育成への支援、都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、交流拠点施設等の整備を推進する。（農林水産省）
- 中小企業者が地域の「強み」となる観光資源（地域資源）を活用し、域外市場を狙った新商品・新サービスの開発・市場化支援を推進する。（中小企業庁）
- 認定観光圏整備事業として行う滞在促進地区内の宿泊業者等による一定の設備投資に関しては、中小企業金融公庫の融資により一定の支援を行う。（中小企業金融公庫）

○ 地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援する。(国土交通省)

○ 魅力的な歴史的風致を持つまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域活性化を図るため、歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する。(国土交通省)

2) 交通アクセス等の利便性及び快適性の向上

滞在促進地区及び観光圏内における観光地間の移動の利便性向上や、観光圏へのアクセスの利便性向上を図るため、

○ 認定観光圏整備事業として公共交通事業者が行う、公共交通のバリアフリー化の推進、共通ICカードの導入、パークアンドライドの推進等の取組に対して、予算配分において配慮するなど優先的な支援等を行うとともに(例：公共交通移動円滑化事業、鉄道軌道輸送高度化事業等)、認定観光圏整備事業と連携して行う地域公共交通活性化・再生総合事業に関しても予算配分において配慮するなど優先的な支援等を行う。(国土交通省)

3) 外国人旅行者の来訪の促進

○ 観光圏における外国人旅行者の来訪の促進を図るため、観光圏の観光魅力を海外に発信するとともに、当該観光圏向けの魅力的な旅行商品の造成等を支援する事業を認定観光圏整備事業として行う場合は、国がビジット・ジャパン・キャンペーン事業により、優先的に連携して事業を実施する。(国土交通省)

六 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に係る市町村、都道府県その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

観光振興は、観光関係者のみならず、地域における多くの関係者とともに行うものであることに加え、四1に掲げる観光圏整備事業のメニューは、個々に幅広い関係者が連携して行うものである。

地域において一体的・総合的に観光圏の形成を図るため、協議会による十分な議論及び検討を図ることが期待される。なお、協議会は、単なる有識者の集まりとすべきではなく、現に事業を実施する、責任ある構成員を中心として構成することで、具体的な検討及び決定がなされることが期待される。

具体的に構成員を選定する際には、観光協会等の観光関係者のみならず、商工会や農林漁業関係者等の関係者、NPO等、幅広い関係者により構成することが期待される。さらに、関係する市町村及び都道府県間の十分な連携を図る観点から、これら行政機関の参画が重要である。

また、社会資本整備等との連携を図る観点から、観光圏整備事業に関連する社会資本整備等の事業主体及び管理主体についても、協議会構成員又はオブザーバーとして参画を求めることが期待される。さらに、文化財の保存・活用との連携を図る観点から、関係地方自治体の教育委員会並びに文化財の所有者及び管理者についても、協議会構成員又はオブザーバーとして参画を求めることが期待される。

協議会における運営の透明性、公平性、実行性、効率性を確保する観点から、協議会における協議事項、意志決定の方法、協議結果の公表方法、会計の取扱い等に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが必要である。

さらに、地域関係者の負担軽減と効率化、計画の整合性を図るため、エコツーリズム推進協議会や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく協議会などの地域づくりのための同様の協議会を設置する場合には、合同で開催したり、部会制とするなど連携を図ることが期待される。

また、地域において、観光圏における外国人旅行者の来訪の促進を図るため、観光圏の観光魅力を海外に発信するとともに、当該観光圏向けの魅力的な旅行商品の造成を支援する事業等を実施するに当たっては、独立行政法人国際観光振興機構と連携を図ることが期待される。

七 その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事項

認定観光圏整備事業者による提案

法第十八条第一項の規定により、認定観光圏整備事業者は、政府の観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する施策の改善についての提案を行うことができる。事業の実施期間中に得られた知見に基づく上記提案については、事業実施年度末に国土交通省観光部門に対してまとめて行うことが期待される。一方、事業そのものについての相談・調整等、上記提案に至らないものについては、随時国土交通省観光部門にて受け付けるものとする。